

平成23年度決算に基づく尾道市健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		9.9	70.9
( 11.57 )	( 16.57 )	( 25.0 )	( 350.0 )

- 備考
- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「 」を記載している。
  - 2 ( )内は、尾道市の早期健全化基準である。

<参考>各比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率)	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

< 算定資料 > 総括表 健全化判断比率の状況 (平成23年度決算)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
342050	広島県	尾道市	-	-	9.9	70.9
団体区分	3.市					

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.57	16.57	25.0	350.0
36,183,799	2,681,506	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

< 算定資料 > 内訳1 実質赤字比率の状況 (平成23年度決算)

団体名 広島県尾道市

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰 越額(5)	繰越明許 費繰越額 (6)	事故繰 越繰越 額(7)	事業繰 越額 (8)	支払繰 延額(9)	(5)~(9)に 係る未収入 特定財源 (10)	実質収支額 (11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計	57,512,375	56,041,037	1,471,338	437,565		899,006	2,678			464,119	1,033,773	68,968,318
一般会計等に属する特別会計	港湾事業特別会計	174,545	169,644	4,901	0						4,901	
	夜間救急診療所事業特別会計	189,439	189,439	0	0						0	
	尾道大学事業特別会計	1,590,978	1,590,978	0	0						0	1,113,416
	救護施設事業特別会計	238,954	238,954	0	0						0	56,109
合計	59,706,291	58,230,052	1,476,239	437,565	0	899,006	2,678	0	0	464,119	1,038,674	70,137,843

(分母比) 2.9 223

標準財政規模	36,183,799
実質赤字比率(%)	-2.87

この比率は実質収支が黒字である場合、負の値です。  
この場合は、「-」(比率なし)になります。

< 算定資料 > 内訳2 連結実質赤字比率の状況 (平成23年度決算)

団体名 **広島県尾道市**

(単位:千円)

会計名		実質収支額	(分母比)	
一般会計等	一般会計	1,033,773	2.9	
	一般会計等に属する特別会計	港湾事業特別会計	4,901	0.0
		夜間救急診療所事業特別会計	0	
		尾道大学事業特別会計	0	
		救護施設事業特別会計	0	
小計		1,038,674	2.9	
標準財政規模		36,183,799	100.0	
実質赤字比率 (%)		-2.87		

会計名		実質収支額	(分母比)
外業別一般の係る特別会計以外の特	国民健康保険事業特別会計	265,340	0.7
	駐車場事業特別会計	0	
	介護保険事業特別会計	710	0.0
	後期高齢者医療事業特別会計	33,428	0.1

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,531,272	7.0
		病院事業会計	4,511,418	12.5
	宅地造成事業			
法非適用企業	宅地造成事業以外	千光寺山索道事業特別会計	709	0.0
		公共下水道事業特別会計	0	
		漁業集落排水事業特別会計	0	
		特定環境保全公共下水道事業特別会計	0	
		農業集落排水事業特別会計	0	
		渡船事業特別会計	0	
	宅地造成事業			
合計		8,381,551	23.2	
標準財政規模(再掲)		36,183,799	100.0	
連結実質赤字比率 (%)		-23.16		

実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値です。この場合は、「 - 」(比率なし)になります。

< 算定資料 > 内訳3 実質公債費比率の状況 (平成23年度決算)

団体名 広島県尾道市

(単位：千円)

	元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利息	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成21年度	8,126,090			952,638	7,571	0	2,639	1,076,856	1,599,129	103,302	2,644,119	268,579
平成22年度	7,912,727			1,251,433	7,344	0	1,175	1,400,986	1,408,400	96,379	2,746,887	265,846
平成23年度	7,772,803			1,387,021	7,306	0	0	1,437,848	1,322,630	97,831	2,916,955	287,535

	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成21年度	10,430	98,583	21,561,923	11,798,489	2,167,759
平成22年度	13,611	94,599	19,665,381	13,234,553	3,627,871
平成23年度	16,786	117,351	20,438,353	13,063,940	2,681,506

地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度) (%)
平成21年度	10.7
平成22年度	9.9
平成23年度	9.5

実質公債費比率(3力年平均) (%)
9.9

実質公債費比率(単年度)の計算式

$$= \frac{(+ + + + + + +) - (+ + + + + + +)}{(+ +) - (+ + + + + + +)}$$

< 算定資料 > 内訳4 将来負担比率の状況 (平成23年度決算)

団体名 広島県尾道市

将来負担額 A

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額			連結実質 赤字額	組合等連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
70,137,843	0	14,287,543	4,073	12,670,645	0	0	0	0	0	0

(分母比) 223 46 0 40

充当可能財源等 B

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
10,951,918	13,838,039	11,505,012	50,017,877

(分母比) 35 44 37 159

将来負担額 A	309	—	充当可能財源等 B	238	A - B	71	将来負担比率 (%)
97,100,104			74,807,834		22,292,270		
標準財政規模 C	115	—	算入公債費等の額 D	15	C - D	100	
36,183,799			4,759,088		31,424,711		70.9

平成23年度決算に基づく尾道市資金不足比率

会 計 名	資金不足比率(%)
尾道市水道事業会計	
尾道市病院事業会計	
尾道市千光寺山索道事業特別会計	
尾道市公共下水道事業特別会計	
尾道市漁業集落排水事業特別会計	
尾道市特定環境保全公共下水道事業特別会計	
尾道市農業集落排水事業特別会計	
尾道市渡船事業特別会計	

- 備 考
- 1 資金不足額がない場合は、「 」を記載している。
  - 2 経営健全化基準は、各会計ごとに20.0%である。

<参考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

< 算定資料 > 公営企業会計に係る資金不足比率 (平成23年度決算)

共通事項 法適用企業										公営企業会計に係る資金不足額等 法適用企業													(14) 合計								
																							7,043,399	19.5							
地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	宅区分	法適	(1) a-b-c (-d)	(2)				(3)				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	資金不足比率 (9)/(12) (%)	(13) 繰越欠損金	標準財政規模比 (8)/x (%)		
										流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	土地前受金 d (宅造)	算入地方債	e-f-g (-h)	流動資産 e	控除財源 f													控除額 g	土地評価差額 h (宅造)
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	水道事業会計	水道	1	法適	1,058,689	1,058,689							2,531,272	0	2,531,272	-	3,675,854			3,675,854	-		7.0				
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	病院事業会計	病院	1	法適	1,310,568	1,310,568							4,511,418	0	4,511,418	-	12,425,683			12,425,683	-		12.5				
共通事項 法非適用企業										公営企業会計に係る資金不足額等 法非適用企業													(単位:千円)								
地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	宅区分	非適	(1) 歳出額	(2) 算入地方債	(3) s-t1-t2-t3-t4-t5+t'	歳入額 s	継続費通次繰越額 t1	繰越明許費繰越額 t2	事故繰越繰越額 t3	事業繰越額 t4	支払繰延額 t5	未収入特定財源 t'	(3')	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	資金不足比率 (9)/(12) (%)	標準財政規模比 (8)/x (%)	
																															土地収入見込額 (宅造)
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	千光寺山索道事業特別会計	観光施設	1	非適	90,760		91,469	91,469							-			709	0	709	-	88,685		88,685	-	***	0.0
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	公共下水道事業特別会計	下水道	1	非適	1,619,937		1,619,937	1,619,937							-			0	0	0	-	434,811		434,811	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	漁業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適	13,232		13,232	13,232							-			0	0	0	-	2,907		2,907	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	特定環境保全公共下水道事業特別会計	下水道	1	非適	189,396		189,396	189,396							-			0	0	0	-	78,176		78,176	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	農業集落排水事業特別会計	下水道	1	非適	31,759		31,759	31,759							-			0	0	0	-	8,806		8,806	-	***	-
342050	広島県	尾道市	3	36,183,799	渡船事業特別会計	交通	1	非適	32,746		32,746	32,746							-			0	0	0	-	5,064		5,064	-	***	-

団体区分の3は一般の市である。

宅区分の1は宅地造成事業を行っていない会計である。

(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。